

## 平成30年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成30年6月8日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成30年6月8日(金) 午後3時15分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1名

5番 河田 直樹

5 出席を求めた農地利用最適化推進委員

7人

伊丹 良夫 山上 勲 浅野 信之 小西 安彦 小橋 武史  
渡邊 則文 高上 忠義

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 葛原 隆二 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主事 藤木 あゆみ  
農林課  
主任 吉川 洋一

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第25号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第26号 農用地利用集積計画案について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第19号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 その他

「人・農地プラン」の変更について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

## 開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん苦勞様です。

農繁期に入り一段と忙しくなっています。田植えも済んでいる所もあれば、これからという所もあろうかと思えます。

先般、全国農業委員会会長大会へ出席をいたしました。色々なことを勉強してまいりました。そのことについて、少しお話をさせていただきます。農業委員会の3つの柱ということで、6条2項の業務は、農地利用の最適化、農地中間管理機構と連携して地域農業の発展、担い手への農地集約・集積化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進であります。6条1項業務は、法律上の権限に基づく業務、農地法に基づく許可、農地利用状況の調査、6条3項業務は、担い手の育成・確保、農地経営の合理化に向けた農地の世話役活動、農業経営の法人化、地域農業の状況調査、農業経営に係る情報の提供であります。このことを念頭において活動をしていただきたいと思えます。沢山のことを学ぶことができましたが、皆様方には基本線についての話をさせていただきました。

それでは、ただ今より平成30年第6回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は、農業委員14人、欠席1人で5番委員であります。農地利用最適化推進委員には、7名の方の出席をお願いしております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてくださいようお願いします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

### **【日程第2 会期の決定】**

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

### **【日程第3 付議事件】**

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の3番委員よろしく願いいたします。

### **【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

(農地担当)

皆様、ご苦労様です。

早速ではありますが、付議事件の審議に入ります。

議案第23号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第23号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号14番】

(農地担当)

審議の順番を変更したいと思います。

2ページ、14番の受け人の方が市外の方であります。

本総会に出席をしていただいております。

そのため、14番を最初に審議いたします。

なお、この件につきましては、審議の進め方を次のようにさせていただきます。

受け人の方が入室される前に、地元委員から農地の現状、耕作状況についての報告をお願いいたします。また、地元委員の許可に対する意見等は、後の審議の中でお願いをいたします。その後、申請人へ入室をしていただきまして、私から基本的なことにつきまして説明を求めます。それを受けまして、委員の方々からご質疑をいただくようにいたします。質疑が終了した後に申請人へ退出していただきまして、通常の審議に入ります。

このような流れで進行させていただきますのでお願いをいたします。

それでは、2ページ、14番の秦の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

今回の申請は、渡し人と受け人は親戚関係になります。

今回、渡し人が申請地を管理できないということで、申請に至ったものであります。

●●●●から東へ100メートル程度に入った所で、日当たりも良く、周辺は畑の状態であります。今までは、別の方が耕作をされていましたが、受け人が今後、耕作を行うということでの申請であります。

申請人は、通勤での農業になりますが、地元の道掃除、溝掃除などの行事につきましても対応するというを確認しております。よって、特に問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

この案件につきましては、農地利用最適化推進委員の小橋委員にも調査をしていただいております。小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

5月24日に12番委員と一緒に現地調査をいたしました。

12番委員の報告のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、申請人の方の入室をお願いいたします。

~~~~~ 【申請人 入室】 ~~~~~

(農地担当)

本日は、お忙しい中、出席をしていただきましてありがとうございます。

私は、農地担当をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

まず、私から基本的なことにつきまして、何点か質問をさせていただきます。その後、各委員からの質問をさせていただくようになりますので、よろしく願いをいたします。

なお、この総会は議事録作成のため録音をしております。

その点をご了承願います。

(申請人)

はい。

(農地担当)

それでは、今回の申請された農地を取得するにあたりまして、●●市へ住まわれているのですが、現在の営農状況、農業の経験年数、所有している機械等、自己紹介を兼ねて報告をお願いいたします。

(申請人)

よろしく願いいたします。

●●市●●から来ました、●●●●●です。

農機具はトラクター、草刈機を所有しております。今から20年前までは、私の父が田をしておりましたので稲刈り等の手伝いを行っていました。父が病気になってからは、私どもで耕作をしています。●●で私と主人と母で耕作をしています。

私が今回、申請させていただいたのは、定年になったことから色々なことをやってみたいと思ひまして、今回の申請をさせていただきました。

以上であります。

(農地担当)

申請地から、今回の申請地までの通作距離があるように思います。今後の管理、作付けの予定等を教えていただければと思います。

(申請人)

サツマイモ、大豆などの豆を予定しています。その後、ジャガイモ、タマネギなどを考えています。

(農地担当)

ありがとうございました。

(農地担当)

それでは、委員の方から質問があればお願いをいたします。

(4番委員)

受け人の方が、市内で耕作をされているのですか。

(申請人)

現在、親戚から農地を借りて耕作をしています。

(4番委員)

農地は近くなのですか。

(申請人)

私の母方の実家になります。

すぐ近くになります。

(4番委員)

分かりました。

(2番委員)

今回の申請地は、約1反あるのですが、トラクターと草刈機を所有しているということですが、  
秦にトラクターを置いているのですか。

(申請人)

秦にトラクターが1台あります。

(2番委員)

畑の1反を耕作するのは、大変だと思う。

作業するのは大変だと思う。

(申請人)

頑張ってやるつもりです。

どうしても出来ない場合は、トラクターなどの作業を手伝ってもらっても構いません。

頑張ってやろうと思っています。

(2番委員)

頑張ってやろうではなくて、頑張らないといけない。

(申請人)

そうです。

畑を頑張ってするようにします。

(農地担当)

地元の農業委員から、溝掃除等の地域行事には出席してくれるとの話がありました。

住んでいる所から少し距離がありますが、地域の農業に関する行事に参加していただくことがと

でも重要になります。参加していただくようよろしくお願いいたします。

(申請人)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

最後に、申請人から発言したいことがありましたらお願いをいたします。

(申請人)

特にありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この後、通常の審議をいたします。

本日は、ありがとうございました。

~~~~~ 【申請人 退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、14番の審議に入ります。

申請人が言われていた、トラクターを所有しているとの発言があったのですが、このトラクターは渡し人が所有しているものですか。

(12番委員)

そうです。

(農地担当)

事務局から何かありますか。

(主査)

ありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

14番、秦の件について許可することにご異議ありませんか。



(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、14番は許可されました。

**【受付番号8番】**

(農地担当)

最初に戻りまして、8番、下倉の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)

地元の農業委員といたしましては、問題はありません。

詳しい内容につきましては、高上委員から説明をお願いしたいと思います。

(高上委員)

5月20日に受け人と話をしました。渡し人は県外に住んでおり、下倉の土地を全部処分したいことから今回の申請になったものです。

今回の申請について問題はありません。

(農地担当)

ありがとうございます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

**【受付番号9番】**

(農地担当)

続きまして、9番、久米の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

受け人は、以前、●●●●の●●を務めておられた方であります。

しっかりとした農業をされている方であります。地元の推進委員であります、伊丹委員からも問題ないとの回答を得ております。

詳細につきましては、伊丹委員からお願いしたいと思います。

(伊丹委員)

この案件につきましては、受け人の方へお話を伺いました。

3枚畑があって、真ん中に細い畑があります。この畑があるために両隣の畑に段差が生じ不便を感じていました。このような状態が長い間続いていたのですが、渡し人も高齢になり病弱等であることから農業が出来ない環境になりました。このようなことから、今回の申請になったものであります。取得後は、3枚の畑を1枚にするということであります。今回の申請地が耕作放棄地になっても地元としては困ります。この申請について問題はありませので、よろしくお願いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

#### 【受付番号10番】

(農地担当)

次に10番、清音軽部の件につきまして、地元委員の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この申請地は、現在、渡し人の土地を受け人が手伝っている農地であります。受け人の方は他の農地も耕作もされており問題はございません。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

**【農地法第5条 受付番号11番】**

**【受付番号11番】**

(農地担当)

続きまして、11番、新本の件であります。5ページの農地法第5条11番、新本の件が関連案件でありますので、一括して審議いたします。

第5条の申請地が既に墓地になっていることから、農地法第5条の11番の審議を先に行いたいと思います。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

6月5日に事務局の案内で現地調査を行いました。

農地担当、9番委員、難波委員、林修司委員と私とで現地調査を行いました。

既に、墓地が建っている状態です。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

現地調査の説明にもありましたように、既に墓地を建てている状態です。

申請人から始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

説明にもありますように、既に墓地が建っているような状況です。このようなことから、周辺農地への影響はないと思われま。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(4番委員)

墓地を建てることについて行政上の他の手続きが必要かと思いますが、このように許可前に建てていた場合は、手続き的にはどのようなになるのですか。

(主査)

墓地を建てる場合は、墓地の経営許可が必要になります。

今回、墓地の経営許可申請もされております。当然、経営許可と同時許可になります。

(4番委員)

事前に建てていた場合でもですか。

(主査)

追認ということでの許可申請をしています。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

農地法第5条の11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

それでは、農地法第3条の11番の審議に入りたいと思います。

なお、今回の受け人は、市外の方であります。1番委員と協議した結果、総会への出席は求めなくてよいと判断しています。

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

受け人の住所は、●●市になっていますが、市内に家を建てて住んでおられます。

受け人の親の家が、新本にあります。

今回の申請地は、先程、墓地の申請があった南側になります。この部分を畑として利用したいということでもあります。墓地の周りに花を植えるということでもあります。●●市が住所地ですが、実際には総社に住んでおられることなどから、地元としては何ら問題ないものと思われま

す。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

#### 【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

今回の申請地は、受け人の東並びの土地にあたります。長年に渡ってハウスを建てられてブドウの栽培をされております。今回、この農地を購入することでの申請であります。

地元としては、申請人は営農もされており特に問題ないと思います。

(農地担当)

この地区の農地利用最適化推進委員であります、小橋委員から報告がありましたらお願いいたします。

(小橋委員)

12番委員と同行して現地確認をいたしております。

特にありません。

(農地担当)

今回の受け人の農地が上原地区にもあります。

8番委員にも調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

(8番委員)

受け人の農地が上原に3筆あります。

うち2筆につきましては、平成24年に●●●●●●へ貸付を行っています。

ここは、ビニールハウスが建ってしまっていて、アスファルト舗装がされている状態でありました。

この2筆につきましては、借受人の●●●●●●は倒産しているのか分からないのですが、現在は何もしていない状態です。借人が借り受けている期間が切れているようであり、許可を得ての行為ですが、期限満了後もそのままの状態です。

(小西委員)

8番委員の説明のとおりであります。

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願いいたします。

(主査)

8番委員から報告がありました上原の土地ですが、●●●●●●へビニールハウス、倉庫ということで、農地法第5条の申請がされております。一時転用許可ということで、5年間の許可をしているのですが、借人が倒産をしているということでもあります。一時転用許可であれば、本来ならば原状にもどさなければなりません。借人がそのような状態であることから、所有者も努力をしているところではありますが、今のところ現在のような状況になっているものであります。

(農地担当)

事務局から説明がありました上原の農地につきましては、前々期の農業委員の方は記憶にあるかと思いますが、水の新規事業として一時転用許可をした案件であります。

12番委員、受け人はブドウということによろしいでしょうか。

(12番委員)

はい。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【農地法第5条 受付番号9番】

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、奥坂の件であります。6ページの農地法第5条9番、久代の件が関連案件でありますので、一括して審議いたします。

受け人が同一人ですが、第5条の申請地が事前着工されています。

このようなことから、農地法第5条の審議を先にするものであります。

それでは、6ページの9番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

東が水路、西が道路、南側が畑、北側に池があります。鯉の養殖場ということですが、ほぼ完成の状態でありました。

(農地担当)

ありがとうございました。

地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

久代の●●という集落であります。

現地は、現地調査の報告のとおりであります。

周辺農地への影響ですが、用水につきましては、申請地の北側に300ミリ程度の水路があります。その水路から西側に側溝があります。排水につきましては、申請地内に2箇所、素掘りの池を掘っています。コンクリート等はしていません。浸透による自然排水、または、100ミリのパイプを申請地内に設置して東側水路へ排水するようになっています。この排水につきましても地元で了解を得ているということでありました。日照、通風につきましては、支障はないと考えます。土砂等の流出ですが池の周囲には、くぼ地があります。段差がありますが、南側は申請人の所有する畑があります。地域の方へも了承を得ていることなどから、問題ないと思います。

(農地担当)

地元の推進委員であります。浅野委員からお願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員のとおりであります。

以上であります。

(農地担当)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

現地調査の説明にもありましたように、事前着工をしております。申請人から始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、第5条の採決前に農地法第3条の説明等に入りたいと思います。

農地法第3条、2ページの13番、奥坂の件について地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の農地には、ビニールハウスが建てられています。渡し人の父親が生前にエビの養殖を目的として設置したものであります。

このビニールハウスは、エビの養殖も軌道に乗らず5年程度で廃業したものであります。

現在の状況といたしましては、ビニールが除去されておりまして、骨組みがむき出しのような状態で放置されております。このパイプ自体はしっかりしています。この後、手入れをしていくことで、野菜の栽培などは可能と考えております。地元としては、渡し人の営農の意欲がないことなどから、申請人が野菜作りに取り組んでいただければ問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

受け人の耕作農地があります8番委員から報告をお願いいたします。

(8番委員)

申請人が借り受けている農地は、申請人宅の南側になります。台帳上での地目は田となっており1反位の農地があります。現状は、ビニールハウスが建てられています。最初、トマトの栽培を行おうとしたのですが、現状は、シイタケ、レタスを栽培しております。借り受けている土地については耕作をしていることから問題ないと思います。

申請人からお話を伺いました。息子が主となって農業を行っており専業であるとのことでした。今回の奥坂の件につきましてもトマトの栽培などを予定しているとのことでした。

以上です。

(農地担当)

推進委員であります小西委員からお願いいたします。

(小西委員)

6月3日に8番委員に同行して調査をいたしました。

8番委員の報告のとおりであります。

自宅南側の農地で、野菜作りをされていました。

以上です。

(農地担当)

同じく久代にも農地があります。

9番委員から報告をお願いいたします。

(9番委員)



受け人の農地は久代地区に3筆あります。

先ほどの所、鯉の養殖場とその下に1筆、もう一つは●●沿いにビニールハウスがあります。ビニールハウスではミニトマトなどを栽培しております。

主は受け人の息子が行っていますが、家族で耕作されています。

特に問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

同じく調査していただきました、浅野委員からお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりであります。

(農地担当)

ありがとうございます。

今後の作付け予定について、事務局からお願いいたします。

(主査)

取得予定の農地には、野菜を栽培すると聞いております。

(農地担当)

6ページの9番、鯉の養殖場ではありますが、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(4番委員)

市内で鯉の養殖場をされておられる方はいますか。

(主査)

養殖については、把握していません。

(4番委員)

専門的な知識は必要になるのですか。

申請人は、知識を有しているのですか。

(主査)

錦鯉なので、全くの素人ではないと思います。

(8番委員)

今回の受け人は、自宅に池がありそこで長年されているようであります。

(4番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(14番委員)

子から親への権利設定はあるのですか。

(主査)

親が鯉の養殖を行う申請なので、あり得ることだと思います。

(小西委員)

8番委員の報告のありましたように自宅に池があり、そこで鯉を飼っている。その部分が道路用地になる計画があるらしい。その関係で今回の申請になったものと思われます。

鯉の養殖も10年以上行っており、営利目的ではなく学校などへ配っているとお話をされていました。

(14番委員)

分かりました。

(農地担当)

しばらく休憩といたします。

**【午後2時20分から午後2時33分まで休憩】**

(農地担当)

休憩前に続き会議を開きます。

6ページ9番、久代の件につきまして、ご質疑、ご意見ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

農地法第5条の9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

続きまして、2ページ13番、奥坂の件につきまして、質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農地法第3条の13番の奥坂の件につきまして、許可することにご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

#### 【受付番号15番】

(農地担当)

3ページ、15番、見延の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(15番委員)

この案件につきまして、ほ場整備されている場所で水稻を作付けしています。

また、渡し人は地元に住居ないこと、また、受け人には後継者もいて今後も水稻を作付けすることから問題ないと思われまます。

審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

ありがとうございます。

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

15番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、15番は許可されました。

以上で、議案第23号の審議は終了いたしました。

**【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

**【議案第25号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】**

(農地担当)

続きまして、議案第24号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、受付番号10番を審議するあたり、議案第25号の総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についての関連があります。よって、10番の審議の中で、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見を審議したいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号10番】

(農地担当)

それでは、5ページ、10番、小寺の件であります。

8ページの3番、総社市所有の公共財産の用途廃止と関連がありますので、一括して審議したいと思います。

議案第25号について、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第25号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

農地法第5条の10番について現地調査の報告をいたします。

東が道路、西が畑、南が雑種地、北が畑であります。

畑は休耕中であり、農地転用の申請をされた間に挟まれたような感じで、8ページの3番の用途廃止申請をしている道があります。

申請地は雑草が茂っている休耕田で、一部で刈り取りが行われていました。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの説明をお願いします。

(3番委員)

地元委員として説明をいたします。

現地調査の報告にもありましたように、長い間、休耕田の状態でありました。

周辺農地も休耕中であり、片側は道、雑種地という法面であります。したがって、農地転用による周辺農地への影響はないものと考えています。また、8ページの用途廃止申請についてであります。

すが、道というよりも畦であります。荒れている農地の真ん中に一部残っている畦であります。利用されていない状態であります。用途廃止されても問題ないと考えています。

詳しくは、農地利用最適化推進委員の方からお願いしたいと思います。

(山上委員)

3番委員から説明のありました土地につきましては、10年以上になりますか休耕されている農地であります。添付図面を見ていただければと思います。

山際で長年の間、休耕された土地であります。農地の勾配もあります。私も本人、周辺の方へも会いましたが反対される方はいませんでした。

このようなことから、農地転用することによる周辺農地への影響、また、用途廃止することによる農業への支障はないものと考えています。

よろしくお願いたします。

(農地担当)

事務局から、補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回、申請のあった3筆ではありますが、申請地の間に道があり用途廃止に伴う意見を求められているものです。添付図面には間に水路がありますが、この水路は私有水路ということで用途廃止はしないのですが、代替水路を設置するというであります。

農地区分ですが、市街地化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に農業委員会の意見としては、農業上支障ないということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

農業委員会としては、農業上支障なしで回答いたします。

以上で、議案第25号の審議は終了いたします。

次に、農地法第5条の10番の農地転用許可について、農業会議への諮問はいかがいたしまししょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

### 【受付番号8番】

(農地担当)

6ページ8番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺状況ですが、東が水路と宅地、西側が残りの田、南も田、北側が道路であります。現場に杭がありましたが、申請地とは分からないぐらいに田として利用されていました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員から報告をお願いいたします。

(8番委員)

この申請は、渡し人の娘夫婦の申請になります。

この土地であります。現地調査の報告にもありましたように造成する時には、西側、農地との境、それと南側にL型擁壁を設置するというであります。申請地からの雨水は集水柵を設けることになっています。生活排水につきましても合併浄化槽を設置し東側の水路へ放流することになっていますので特に問題ないと思います。

用排水についてであります。元々、北東の角から東南から排水するというので耕作をするようになっていきます。今後、宅地になる部分で口がなくなります。この点について渡し人へ確認をしたら、北側水路に堰を入れて耕作するというので、用排水は可能であり残った農地につきましても用排水につきましても問題ないと考えます。また、土砂の流出につきましても擁壁を設置することから問題ないと考えます。日照、通風であります。東側、北側も道路があり予定建築物は平屋の建物と東南寄りに倉庫を建てる予定であります。いずれも平屋ということで高さは4メートルから5メートル程度であることから、ほぼ影響はないものと考えます。

以上のことから、特に問題はないと考えます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

●●●番●はどうなりますか。

(8番委員)

道路沿いの部分であります。

受け人が道路として市へ寄付する予定の部分であります。

(2番委員)

●●●番●の面積は正しいのですか。

(主査)

北側道路は、建築基準法のセットバックが必要になる道路であります。

工作物等設置できない土地になります。

面積については、測量を行い法務局へ測量図も提出されており、正確なものであります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

以上で、議案第24号の審議は終了いたしました。

**【議案第26号 農用地利用集積計画案について】**

(農地担当)

続きまして、議案第26号、農用地利用集積計画案について議題といたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

**【議案第26号 農用地利用集積計画案について朗読】**

(農地担当)

議案審議に入る前に、農地利用最適化推進委員の渡邊委員が利害関係人になります。  
議事参与の制限により退室をお願いいたします。

~~~~~ **【渡邊委員 退室】** ~~~~~

(農地担当)

それでは、審議に入ります。  
今一度、議案について事務局から説明をお願いいたします。

(次長)

この議案につきましては、出し手から受け手になります農地中間管理機構、岡山県農林漁業担い手育成財団へ中間管理権を設定しようとするものであります。

岡山県農林漁業担い手育成財団から農用地利用集積計画を定めるよう総社市へ依頼があったものであります。この計画を定めるにあたり、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、農業委員会の決定を経なければならないことから、今回、議案として提出しているものであります。

なお、権利設定をする農地につきましては、清音三因地内で契約期間は、平成30年6月30日からの10年間の賃貸借権の設定であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、議案第26号、農用地利用集積計画案のとおり農業委員会として決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)



異議なしと認め、決定することといたしました。

ありがとうございました。

それでは、渡邊委員の入室をお願いいたします。

~~~~~ 【渡邊委員 入室】 ~~~~~

### **【報告第17号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第17号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第17号 報告書について朗読】

### **【報告第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第18号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第18号 報告書について朗読】

### **【報告第19号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】**

(農地担当)

次に、報告第19号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第19号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

(農地担当)

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものいたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することいたします。

本日、第3条関係を8件、第5条関係が4件の許可であります。

総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、農業上支障なし。また、農用地利用集積計画案について決定をいたしました。

以上で、付議事件の審議は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件を終了いたします。

日程第4、その他に入りますが、しばらく休憩いたします。

## 【午後3時から午後3時5分まで休憩】

## 【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に続き、再会いたします。

日程第4のその他に入りたいと思います。

最初に総社市農林課から「人・農地プラン」の変更について説明をしたいということでもあります。

それでは、説明をお願いいたします。

(主任)

お手元に資料をお配りいたしておりますので、ご覧いただければと思います。なお、この資料は、総会終了後に回収をさせていただきます。

【「人・農地プラン」の変更について説明】

(会長)

総社市から説明のあったとおり、「人・農地プラン」の変更について、質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、「人・農地プラン」の変更について承認したということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、「人・農地プラン」の変更について終了いたします。

次に、その他として委員の方から何かありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、私から委員の方へ報告事項があります。

今年度も農地パトロールを実施いたします。

実施方法等については、遊休農地対策特別委員会で決めさせていただければと思います。委員の方から何かあれば、特別委員会の委員へ報告をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

次に、今日、6月8日の全国農業新聞に総社市農業委員会の活動事例が掲載されていますので、ご覧いただければと思います。

### **【事務連絡】**

(会長)

次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

**【現地調査日時等について報告】**

**【総会日時等について報告】**

(会長)

それでは、会長代理から閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

梅雨に入り、うっとうしい日がしばらく続きそうであります。

早い所は、田植えが済んでいる所もありますが、これからが本番という地区もあろうかと思えます。お体には気をつけて農業に励んでもらいたいと思えます。

本日は、どうもご苦労様でした。

**閉会 午後3時15分**